

浜松市公告第 259 号

浜松市農業振興地域整備計画の一部を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する。

変更後の浜松市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき、浜松市農地利用課において縦覧に供する。

令和8年4月9日

浜松市長 中野 祐介

- 1 浜松市農業振興地域整備計画の変更内容
農用地区域の一部の用途区分を農地から農業用施設用地に変更する。
- 2 縦覧場所
浜松市役所 6階 産業部 農地利用課